

令和5年度一般会計決算における
消費税引き上げに係る地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。

令和5年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳 入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 263,963 千円
 【歳 出】地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,517,270 千円

○引上げ分の地方消費税収の用途の明確化について

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県支出金	その他		うち引上げ分消費税収
社会福祉	高齢者福祉費	14,184	907	190	13,087	2,779
	障害福祉費	679,490	468,713	5,232	205,545	43,651
	児童育成費	761,101	523,690	39,893	197,518	41,946
	その他	53,778	4,736	9,439	39,603	8,410
社会保険	国民健康保険費	196,265	86,099	0	110,166	23,395
	介護保険費	259,080	12,517	0	246,563	52,361
	後期高齢者医療費	328,317	41,560	8,198	278,559	59,156
	その他	600	600	0	0	0
保健衛生	予防費	164,416	64,247	0	100,169	21,272
	保健対策費	21,061	7,513	750	12,798	2,718
	その他	38,978	11	0	38,967	8,275
合計		2,517,270	1,210,593	63,702	1,242,975	263,963

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。